

(定期または随時) 衛生管理者能力向上教育

労働安全衛生法第 19 条の 2 では、事業者「事業場における安全衛生水準の向上を図るため、安全・衛生管理者等(作業主任者を含む)労働災害防止の業務に従事する者」に対し、これら業務に関する能力の向上を図るための教育を行なうよう(またはこれら教育を受ける機会を与える)規定しています。

当連合会では、事業場における労働衛生管理の向上を図るため、衛生管理者能力向上教育を開催します。

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

講習科目
労働衛生管理の機能と構造
作業環境管理
作業管理
労働衛生教育
健康管理
実務研修
災害事例及び関係法令

申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。